

平成 30 年度学校体育施設スポーツ開放事業（案）

みよし市内の小・中学校の体育館と武道場を、市民の体力の向上・スポーツの振興をめざして学校行事に支障のない範囲でスポーツ開放をします。

1 対象と登録手続き

学校体育施設スポーツ開放事業の利用登録ができる団体は、市内在住、在勤又は在学する人が 10 人以上で構成された団体で、スポーツ活動を目的とし、定期的(年 20 回以上)に施設を利用する団体とします。また、登録された団体には登録証を発行します。

2 利用について

学校施設を利用するには利用団体の代表者（1 人）を選出いただき、団体が正しく安全に施設を利用するように監視及び指導をし、日報を提出していただきます。

代表者は、利用団体ごとに選出することとします。

また、総合型地域スポーツクラブ・みよし市体育協会加盟団体の利用を優先させていただきます。

3 使用料について

各施設の使用料の額は下表のとおりです。

使用料の納付は必ず月報提出日までに所定の納付書にて納付してください。

《使用料表》

利用施設名		使用料／回
小学校体育館		4 6 0 円
中学校体育館	全面	6 4 0 円
	半面	3 2 0 円
中学校武道場		3 0 0 円

4 開放期間・時間

平成 30 年度の学校体育施設スポーツ開放事業は、平成 30 年 4 月 13 日（金）から平成 31 年 3 月 16 日（土）（12 月 28 日から 1 月 4 日を除く）までの予定です。 開放時間は午後 6 時 30 分から午後 9 時 30 分までの 3 時間です。なお、上記の期間内であっても学校の都合により使用できない場合がありますのであらかじめご了承ください。

日曜日でも使用できますが、三好中学校体育館及び南中学校体育館は学校側の都合により、日曜日の開放はありません。

5 利用の心得

利用団体はマナーを守り、事故のないように気をつけてください。利用団体の代表者は利用後に日報に活動内容を記入し、日報を活動当日に当該学校へ 1 部提出していただきます。また、スポーツ課(三好公園総合体育館)、教育委員会(みよし市役所 2 階)又はサンネットへ翌月 5 日までに当該月の月報(利用券及び日報を添付したもの)を提出していただきます。

夜の活動となるため、近隣住民の迷惑にならないようお願いします。